

簡易裁判所判事候補者選考実施要綱

(平成15年6月30日簡易裁判所判事選考委員会決議)

(平成21年5月11日簡易裁判所判事選考委員会決議)

(平成28年6月3日簡易裁判所判事選考委員会決議)

(平成29年4月13日簡易裁判所判事選考委員会決議)

(令和2年7月27日簡易裁判所判事選考委員会決議)

1 選考の区分

簡易裁判所判事候補者の選考は、第1次選考、第2次選考及び身上調査等によって行う。

2 第1次選考

(1) 目的

簡易裁判所判事の職務に必要な法律学に関する学識及びその応用能力並びに人物を審査する。

(2) 対象者

簡易裁判所判事推薦委員会から推薦のあった者

(3) 内容及び方法

ア 内容

次に掲げる5科目の筆記試験を行う。

憲 法

民 法

刑 法

民事訴訟法

刑事訴訟法

イ 方法

論文式により行う。

なお、六法の使用を認める。ただし、書き込みのあるもの及び解説又は参照判例付きのものは認めない。

(4) 実施機関

対象者を推薦した簡易裁判所判事推薦委員会の置かれた地方裁判所を監督する高

等裁判所とする。

(5) 期日，日程及び場所

ア 期日

委員長が定める期日

イ 日程

第1日目

午前 憲法

午後 民法

第2日目

午前 刑法

午後 民事訴訟法

第3日目

午前 刑事訴訟法

なお，各科目の試験時間は，2時間とし，開始及び終了の時刻は，委員長が定める。

ウ 場所

実施機関が指定する場所

(6) 試験問題の決定並びに試験答案の審査及び採点

ア 試験問題は臨時委員が作成し，委員長が決定する。

イ 試験答案の審査及び採点は臨時委員が行い，その結果を委員会に報告する。

ウ 臨時委員の委嘱は，委員長に委任する。

(7) 合格者の決定

試験答案の審査及び採点結果並びに高等裁判所長官の意見に基づいて決定する。

3 第2次選考

(1) 目的

簡易裁判所判事の職務に必要な民事法及び刑事法に関する学識及びその応用能力並びに人物を審査する。

(2) 対象者

第1次選考合格者及び委員会が相当と認める者

(3) 内容及び方法

ア 高等裁判所における一般試問

- (ア) 第1次選考合格者について、当該合格者を推薦した簡易裁判所判事推薦委員会の置かれた地方裁判所を監督する高等裁判所において、身上、経歴、適性等の一般的事項に関する試問を行う。
- (イ) 試問は、臨時委員が行い、その結果を委員会に報告する。
- (ウ) 臨時委員の委嘱は、委員長に委任する。

イ 法律試問

- (ア) (2)の対象者全員について、最高裁判所において、口述の方法により法律問題に関する試問を行う。
- (イ) 試験問題は臨時委員が作成し、委員長が決定する。
- (ウ) 試問は、臨時委員が行い、その結果を委員会に報告する。
- (エ) 臨時委員の委嘱は、委員長に委任する。

ウ 最高裁判所における一般試問

- (ア) (2)の対象者全員について、最高裁判所において、身上、経歴、適性等の一般的事項に関する試問を行う。
- (イ) 試問は、幹事又は臨時委員が行い、その結果を委員会に報告する。
- (ウ) 臨時委員の委嘱は、委員長に委任する。

(4) 期日

- ア (3)のアにつき、委員長の定める期間内で各高等裁判所が定める期日
- イ (3)のイ、ウにつき、委員長の定める期日

(5) 結果の判定

- (3)の各試問の結果を総合して判定する。

4 身上調査等

- (1) 第2次選考対象者について、身上調査その他関係書類の記載事項の真否その他必要な事項について、調査を行うことができる。
- (2) 第2次選考対象者に提出させる健康診断票に基づき、健康状態について必要な調査を行う。健康診断の項目は、委員長が定める。

5 選考合格者の決定

- 第1次選考、第2次選考及び身上調査等の結果を総合して決定する。

以上